2026年１月号

社会保険労務士法人　金沢ロームオフィス
連絡先：〒920-0802　石川県金沢市三池町１１９番地４
TEL：076-225-3803　　FAX：076-225-3804
E-mail：info@sharoshiman.com

社会保険労務士事務所

金沢ロームオフィス通信

特定最低賃金が改正されました
令和７年12月31日発効

◆一般機械：１，０９０円
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・
リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、
はん用機械器具、生産用機械器具、
発電用・送電用・配電用電気機械器具、
産業用電気機械器具製造業最低賃金

◆自動車：１，０９０円
石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

◆電気機械：１，０６４円
石川県電子部品・デバイス・電子回路、
民生用電気機械器具、電子応用装置、
情報通信機械器具製造業最低賃金

◆百貨店：１，０６０円
石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

（注）算定する場合次の賃金は除外されます
(1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
(2) １か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
(3) 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金
(4) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

年収の壁を「178万円」に引き上げるなどを盛り込んだ「令和８年度与党税制改正大綱」決定

令和７年12月19日、自民・日本維新の会の両党は、令和８年度与党税制改正大綱を決定しました。その内容のポイントは、次のとおりです。

●いわゆる「年収の壁」について、課税最低限を160万円から178万円に引き上げる。
●足元の物価高の対応として、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設。
長年にわたって据え置かれてきたマイカー通勤の通勤手当や、従業員への食事の支給に関して所得税が非課税となる限度額を見直す。
●物価高を上回る賃金上昇に向けて、賃上げ促進税制は「防衛的賃上げ」に苦しむ中小企業に特化する形に見直し。
●子育て世帯に向けては住宅ローン控除の拡充・延長や、ひとり親控除の拡充をし、高校生年代の扶養控除については現行制度を維持する。

＜個人所得課税の関係＞
１．年収の壁の引き上げ
所得税の「年収の壁」が、令和８年（2026年）から160万円から178万円へと引き上げられます。この改正は、物価上昇に対応するとともに、低中所得層への特例措置が上乗せされたものです。

２．基礎控除・給与所得控除の見直し
・基礎控除
令和８年（2026年）から、所得税の基礎控除が物価上昇に連動して見直されることになります。具体的には、直近２年間の消費者物価指数（総合）の上昇率を踏まえ、原則（本則）58万円から62万円へ引き上げられます。
・給与所得控除
給与所得控除の最低保障額が、基礎控除と同様の仕組みで、令和８年（2026年）から65万円から69万円へ引き上げられます。

・各種合計所得金額要件の変更
基礎控除や給与所得控除の見直しに合わせて、各種控除の対象となる**「合計所得金額要件」**も令和８年（2026 年）から増加します。
具体的には、次のとおりです。
(1) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件 58 万円以下→ 62 万円以下
(2) ひとり親の生計を一にする子の合計所得金額要件 58 万円以下→ 62 万円以下
(3) 勤労学生の合計所得金額要件
85 万円以下→ 89 万円以下
(4) 家内労働者等の必要経費に算入する金額の最低保障額
65 万円→69 万円
本改正により、配偶者控除や扶養控除の適用判定に用いられるボーダーラインも見直され、パートやアルバイト収入が多少増額しても扶養対象から外れにくくなるよう調整されます。

３．青色申告特別控除の見直し
令和９年分以降の所得税・住民税について青色申告特別控除の見直しが行われます。電子対応ができている納税者の控除額は引き上げがされ、紙対応の納税者には大幅に控除額に制限が入ることになります。

４．**通勤手当の非課税限度額の引き上げ**
物価上昇を考慮してマイカー通勤の通勤手当の非課税限度額が引き上げられます。

５．住宅ローン控除等の延長と見直し

令和６年の年休の取得率 66.9%　過去最高を更新

厚生労働省から、「令和７年　就労条件総合調査結果の概況」が公表されました（令和７年 12 月 19 日公表）。
●令和６年（又は令和５会計年度）における年次有給休暇の取得状況
・年間の年次有給休暇の労働者１人平均付与日数は 18.1 日（前年調査 16.9 日）
・年間の年次有給休暇の労働者１人平均取得日数は 12.1 日（同 11.0 日）［昭和 59（1984）年以降過去最多］
・年間の年次有給休暇の労働者１人平均取得率は 66.9 ％（同 65.3%）［昭和 59 年以降過去最高］

令和６年の年次有給休暇の取得率については、66.9%と過去最高を記録しました。

協会けんぽ　34 年ぶりに料率引下げ

協会けんぽは、令和８年４月納付分から平均保険料率を引き下げ、10.0%を 9.9%とする調整に入りました。引下げは 34 年ぶりで、賃上げ効果による保険料収入の増加を現役世代に還元するねらいだが、協会けんぽは国庫補助を受けており、来年度予算編成の論点となります。一方、国庫補助のない健康保険組合連合会は、協会けんぽの料率引下げによる健保組合の解散を防ぐため、財政支援について財務省と調整する方針です。

カスハラ対策指針案、就活セクハラ対策指針案を提示（12/11）

厚生労働省は 10 日、カスタマーハラスメントの防止に向け、具体例や企業の対応策を盛り込んだ指針案を示しました。SNS を使った脅しや SOGI ハラもカスハラに当たり得るとしました。また、就職活動中の学生らに対するセクシュアルハラスメント防止策などをまとめた指針案も提示しました。対面の場面だけでなく SNS やオンラインを通じた場面も対象としています。いずれも改正法が施行される令和８年 10 月から実施されます。

令和７年 10 月石川県の雇用情勢

◆完全失業率 10 月
全国 2.6%　北陸ブロック 2.1%

◆有効求人倍率 10 月
全国 1.18 倍　石川 1.53 倍　金沢 1.58 倍

◆不足業種(抜粋)10 月

建築土木	10.30 倍
警備員	9.14 倍
介護サービス	6.52 倍
金属加工	2.25 倍
営業員	3.58 倍
自動車運転手	2.80 倍
電気工事	3.48 倍
理美容師	1.47 倍
商品販売	2.06 倍
一般事務	0.39 倍